

# 自立防災型高効率給湯器導入支援補助金

## 業務細則

(平成25年6月24日：施行)  
(平成26年4月1日：改定)  
(平成27年8月27日：改定)  
(平成28年6月9日：改定)  
(平成28年7月21日：改定)

石 油 連 盟

# 自立防災型高効率給湯器導入支援補助金

## 業務細則

### (目的)

第1条 石油連盟（以下「連盟」という。）が行う自立防災型高効率給湯器導入支援補助金事業は、自立防災型高効率給湯器導入支援補助金業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定めるほか、この業務細則による。

### (用語)

第2条 この業務細則で使用する用語は、業務方法書において使用する用語の例による。

### (機器費の内容)

第3条 業務方法書第4条第1項別表（1）に掲げる機器費に含まれる付属品は、セットリモコン（別売の増設リモコンを除く）、リモコンコード、本体固定金具、給排気筒、送油管とする。

### (補助対象給湯器)

第4条 補助対象給湯器は、業務方法書第4条第2項、第3項並びに連盟が定める自立防災型高効率給湯器補助金補助対象給湯器の機器指定に係る実施規程及び補助対象給湯器指定等に係る基準により指定した自立防災型高効率給湯器とする。

2 製造事業者等が、業務方法書第4条第2項及び第3項に規定する機器指定申請書を連盟に提出する際の提出期限は、事業開始の日から当該事業年度の3月末日までとする。

### (提出書類の捺印)

第5条 申請者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付に係る書類に押捺する印は、個人にあっては認印、法人にあっては社印又は代表者印とする。また、ゴム印も可とする。

### (受付日の期限等)

第6条 業務方法書第8条に規定する申込書の受付は、次の期間とする。

平成28年6月27日（月）から平成29年2月15日（水）まで

2 前項の募集の期間に応募し、申込みを受理された者は、次に定める期日までに、業務方法書第13条に規定する書面を連盟に提出しなければならない。

平成29年3月10日（金）まで

3 連盟は、第1項から第2項に規定する期間について、予算の執行状況等により、変更することができるものとする。この場合において、連盟は、事前に公告するものとする。

4 連盟は、申込書の受付を、先着順に行うものとし、補助金申込額の合計が予算の範囲を超えた日をもって申込みの受付を停止し、予算の範囲を超えた日以降に到着した申込書は、受け付けないものとする。

5 連盟は、予算の範囲を超えた日に到着した申込書については、予算の範囲内において抽選等により受け付けるものとする。ただし、予算の範囲を超えた日に到着した申込書のうち、地方公共団体からの申請があった場合には、当該申請を優先して受け付けた上

で、予算の残額があれば予算の範囲内において抽選等により受け付けるものとする。

- 6 連盟は、業務方法書第7条に規定する補助金申込書及び共同申請同意書につき、ファクシミリによる送付を受け付ける。ただし、ファクシミリによる送付の場合、連盟の受付日を含む連盟事務局の5営業日以内に補助金申込書及び共同申請同意書の原本が連盟事務局に到着しない場合、ファクシミリによる補助金申込書及び共同申請同意書は失効し、また、ファクシミリによる送付に基づく補助金申込受理通知書も失効する。

#### (申込書受理の通知)

第7条 業務方法書第8条第2項に規定する通知は、補助金交付申請の受理を予約したものである。

- 2 前項に規定する予約は、申請者が補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表）提出以前に法令、業務方法書、本業務細則又はそれらに基づく連盟の処分、指示に違反したときは、失効するものとする。

#### (計画変更承認申請書の提出期限)

第8条 業務方法書第10条第1項に規定する計画変更承認申請書の提出期限は、平成29年3月3日（金）までとする。

#### (遅延等報告の申請期限)

第9条 業務方法書第12条第1項に規定する遅延等の報告の提出期限は、前条に規定する期日とする。

#### (添付書類の詳細)

- 第10条 業務方法書第13条第3号に規定する住所が確認できる書類及び補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類等は、営業証明書、賃貸借契約書、建物の登記事項証明書又は登記簿謄本、建築確認済証、申請者あての郵便物（当該年度の募集開始日以降の消印が押されたもの）、電気・ガス・水道の検針票又は領収書等の写しとする。但し、当該年度の募集開始日以降のもの、直近のものあるいは有効期限内のものであり、申請者名と住所あるいは設置先住所が記載されていること。
- 2 補助対象給湯器に、申請者名等を記載した保証書がない場合は、細則別紙1に定める書式の給湯器保証証明書を添付すること。
- 3 業務方法書第7条に規定する共同申請同意書の書式は、細則別紙2のとおりとする。

#### (設置工事完了の日)

第11条 業務方法書第13条に規定する完了の日とは、補助対象給湯器を購入し、かつ設置工事が完了し、補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表）の提出に必要な書類を全て揃えた日とする。

#### (受給資格の失効)

- 第12条 申請者が提出した業務方法書第13条に規定する補助金交付申請書及び添付書面に不備があった場合、連盟は申請者又は手続代行者に対し、一定期間内に書類の不備を補正するように指示することができるものとする。
- 2 申請者又は手続代行者が前項の指示に従わない場合、連盟は申請者に対し、補助金の受給資格を失効させることができるものとする。

### **(手続代行者の遵守事項)**

第13条 業務方法書第19条に規定する手続代行者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 手続代行者は、申請者の依頼によって補助金に係わる手続きを代行することができる。申請者からの依頼がない場合は、手続きを代行してはならない。
- (2) 手続代行者は、法令、業務方法書、本業務細則、連盟が定めた補助金の交付に関するその他必要な事項及びそれらに基づく連盟の指示に従って、補助金に係わる手続きを代行しなければならない。
- (3) 手続代行者が設置工事を実施する場合は、業務方法書第8条第2項に規定する受理通知を受けた後でなければ、補助対象給湯器の設置工事を着工することができない。
- (4) 手続代行者が業務方法書第7条の補助金申込書、同第10条第1項の計画変更承認申請書、同第11条の中止報告書、同第12条第1項の遅延等報告書、同第13条の補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表）、同第16条の交付申請取下げ届出書の手続きを代行する場合は、記載内容が適正であることを確認のうえ、連盟に提出しなければならない。
- (5) 手続代行者が業務方法書第13条の補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表）の手続きを代行する場合は、補助対象給湯器の設置状態を示す写真、保証書（お客様控）の写し及び住所確認書類が適正であることを確認のうえ、補助金交付申請書に添付して連盟に提出しなければならない。

### **(取得財産等の処分)**

第14条 業務方法書第15条第4号及び第23条第1項に規定する取得財産等の法定耐用年数は、6年とする。

- 2 業務方法書第15条第4号及び第23条第1項に規定する処分とは、補助対象給湯器を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し（補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。）、廃棄し、又は担保提供等に供する場合とする。

### **(補助事業の継承)**

第15条 申請者が交付申請後に死亡し、同居する相続人が当該事業を継承しようとする場合は、細則別紙3の事業継承承認申請書を連盟に提出し、その承認を受けることによって、継承が認められるものとする。

### **附則**

1. この業務細則は、平成28年7月21日から実施する。

(申請者名)

殿

(保証書発行会社)	
〒	
住 所	
会 社 名	
代表者氏名	
担当者氏名	
電 話 番 号	
	印

### 補助対象給湯器保証証明書

下記給湯器の無料修理の保証を行っていることを証明します。

記

お客様名	
メーカー名	
機 種 名	
設置先住所	
保証開始(引渡し)年月日	年 月 日
保証期間	年間

石油連盟  
会長 殿

平成28年度自立防災型高効率給湯器導入支援補助金  
共同申請同意書

以下の法人及び個人は、自立防災型高効率給湯器導入支援補助金業務方法書第7条に基づき、補助金を申し込むにあたり、業務方法書、業務細則を確認の上、共同申請することに同意します。但し、リース契約期間が6年未満の場合は申し込まないものとします。

なお、補助金相当額はリース契約者に還元します。但し、リース契約者が補助対象給湯器を6年以上使用しない事態が発生した場合は、補助対象給湯器所有者から補助金の全部又は一部（金額は状況に応じて石油連盟が指示）を石油連盟に返還するものとします。

1. 補助対象給湯器設置場所

設置先住所	
-------	--

2. 共同申請者

(1) リース事業者（補助対象給湯器所有者）

氏名 又は 法人名		印	代表者名	
現住所	(〒 - )			
担当者氏名		連絡先電話番号		

(2) リース事業者（間に介在する場合）

氏名 又は 法人名		印	代表者名	
現住所	(〒 - )			
担当者氏名		連絡先電話番号		

(3) リース契約者\*1

氏名 又は 法人名		申請者印	代表者名 (法人の場合)	
現住所	(〒 - )			
担当者氏名		連絡先電話番号		

\*1: 「(3)リース契約者」が個人の場合には、代表者名、担当者氏名の記入は不要です。  
法人の場合には法人名と担当者氏名をそれぞれ記入し、社印を捺印してください。

石 油 連 盟  
会 長 殿

住 所  
申請者名  
電話番号

印

### 事 業 継 承 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け交付決定通知書をもって通知のあった自立防災型高効率給湯器導入支援補助金について、業務方法書第15条の交付の決定条件を厳守しますので、下記のとおり事業継承の承認を申請します。

#### 記

1. 交付決定番号
2. 補助事業者名
3. 継承の内容  
交付決定を受けた当該補助事業は、申請者が引き継ぐ。
4. 継承が必要な理由  
補助事業者が亡くなった為、相続人である申請者が事業を継承することになった。
5. 補助金の振込み先  
金融機関名  
支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名義 (カタカナ)

#### 添付書類

- (1) 死亡診断書の写し等補助事業者の死亡が確認できる書類
- (2) 戸籍謄本の写し (補助事業者と本申請人との関係がわかるもの)
- (3) 本申請人が対象給湯器を使用することを証する書類  
(申請者と設置先住所との関係がわかるもの)